

参考3

これまでの年金部会も踏まえてご議論いただきたい論点②

1. 多様なライフコースに応じた年金の
給付水準の示し方に関連する論点について
2. 障害年金に関連する論点について
3. 第3号被保険者制度に関連する論点について
4. 加給年金に関連する論点について

年金の給付水準の示し方に関連する論点について

- 年金の給付水準については、夫婦二人の世帯を想定して、基礎年金が二人分と男性の平均的な収入で40年間就業した場合の厚生年金を合計した額を、いわゆる「モデル年金」として算出し、年金の給付水準を表す指標として様々な場面で使われてきた。
- 特に、平成16年改正では、この「モデル年金」を用いて将来の所得代替率の下限が定められ、継続的な給付水準の変化を示す「ものさし」としての役割も担っており、この点については昨年12月の年金部会において、「経年変化を観測する必要性に鑑みれば、引き続きモデル年金を設定することは理解できる。」、「給付水準の下限を設定する際にも用いられているため、変更することは難しい。」といったご意見をいただいた。
- 一方で、「モデル年金の年金額だけを例として示しているが、これを財政検証で用いる「ものさし」だとは思わずに、標準的な年金額だと思う人がいるかもしれない。年金額改定の発表のときは、国民年金の単身者、夫婦世帯、共働きなど、幾つかのパターンを使って見せ方を工夫する必要がある。」、「自分がもらえる年金額の目安を知ってもらい、かつ、年金制度への信頼にもつなげるため、できるだけ国民一人一人のリアリティーに近い年金額を示すべき。」といったご意見をいただいた。
- また、その際には、「単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯、片働き世帯など、それぞれの世帯類型での年金額について、分かりやすく示していくことが必要。」といった世帯類型に着目する視点のご意見や、「所得代替率や年金月額の違いは世帯類型ではなく賃金水準の違いから生じ、賃金水準に着目することが重要。」といったご意見をいただいております。これらを踏まえて事務局で整理した検討例についてご議論いただきたいと思います。

多様な世帯構成を踏まえた年金水準の示し方（検討例①）

【単身世帯のイメージ】

現役期の報酬・加入状況		年金額 (加入年数を40年とした場合)		
			基礎年金	厚生年金
厚生年金に加入 ※数値は平均標準報酬 (賞与含む月額換算)	①54.9万円 ※男性の平均的な収入を1.25倍	186,104円	68,000円	118,104円
	②43.9万円 ※男性の平均的な収入	162,483円	68,000円	94,483円
	③32.9万円 ※男性の平均的な収入を0.75倍	138,862円	68,000円	70,862円
	④37.4万円 ※女性の平均的な収入を1.25倍	148,617円	68,000円	80,617円
	⑤30.0万円 ※女性の平均的な収入	132,494円	68,000円	64,494円
	⑥22.5万円 ※女性の平均的な収入を0.75倍	116,370円	68,000円	48,370円
	⑦14.2万円 ※短時間労働者（男女計）の平均的な収入	98,484円	68,000円	30,484円
⑧国民年金のみ加入		68,000円	68,000円	-

※令和6年度の水準で示した年金額

多様な世帯構成を踏まえた年金水準の示し方（検討例②）

【夫婦世帯のイメージ】

■共働き世帯

①+④	男性の平均的な収入を1.25倍	+	女性の平均的な収入を1.25倍	合計年金額	334,721円
②+⑤	男性の平均的な収入	+	女性の平均的な収入	合計年金額	294,977円
③+⑥	男性の平均的な収入を0.75倍	+	女性の平均的な収入を0.75倍	合計年金額	255,232円

<短時間労働者を含む世帯>

①+⑦	男性の平均的な収入を1.25倍	+	短時間労働者の平均的な収入	合計年金額	284,588円
②+⑦	男性の平均的な収入	+	短時間労働者の平均的な収入	合計年金額	260,967円
③+⑦	男性の平均的な収入を0.75倍	+	短時間労働者の平均的な収入	合計年金額	237,346円
④+⑦	女性の平均的な収入を1.25倍	+	短時間労働者の平均的な収入	合計年金額	247,101円
⑤+⑦	女性の平均的な収入	+	短時間労働者の平均的な収入	合計年金額	230,978円
⑥+⑦	女性の平均的な収入を0.75倍	+	短時間労働者の平均的な収入	合計年金額	214,854円
⑦×2	短時間労働者の平均的な収入	×	2	合計年金額	196,968円

<自営業世帯>

⑧×2	国民年金のみ加入	×	2	合計年金額	136,000円
-----	----------	---	---	-------	----------

■片働き世帯

①+⑧	男性の平均的な収入を1.25倍	+	国民年金のみ加入	合計年金額	254,104円
②+⑧	男性の平均的な収入	+	国民年金のみ加入（いわゆる「モデル年金」としてお示ししている給付水準）	合計年金額	230,483円
③+⑧	男性の平均的な収入を0.75倍	+	国民年金のみ加入	合計年金額	206,862円
④+⑧	女性の平均的な収入を1.25倍	+	国民年金のみ加入	合計年金額	216,617円
⑤+⑧	女性の平均的な収入	+	国民年金のみ加入	合計年金額	200,494円
⑥+⑧	女性の平均的な収入を0.75倍	+	国民年金のみ加入	合計年金額	184,370円

【給付水準の変化を把握する「ものさし」としてのモデル年金】

- ・ 同条件での試算により、人口推計に基づく過去の試算結果からの経年変化を観測する必要性に鑑みれば、給付水準の「ものさし」として、引き続きモデル年金を設定することは理解できる。
- ・ モデル年金は、年金の給付水準を図る指標として長年使用され、経年的な推移を把握するために今後も意義がある指標と考えられるし、現行法では給付水準の下限を設定する際にも用いられているため、変更することは難しい。
- ・ 所得代替率を計算する「ものさし」としてのモデル年金について、制度としては維持しつつも、「ものさし」であることを明確化するために、「参照年金」といった名称に変えてはどうか。モデル年金という名称によって、モデル年金の額が、目安となる年金額や望ましい年金額であるという誤解が生じている。
- ・ 平成16年改正で法定化されたモデル年金について、夫婦世帯単位ではなく単身世帯単位に変更してはどうか。

【年金額を広報する際の示し方】

（総論）

- ・ 年金額改定の発表時、モデル年金の年金額だけを例として示しているが、これを財政検証で用いる「ものさし」だとは思わずに、標準的な年金額だと思う人がいるかもしれない。年金額改定の発表のときは、国民年金の単身者、夫婦世帯、共働きなど、幾つかのパターンを使って見せ方を工夫する必要がある。
- ・ 家族の在り方や働き方、ライフスタイルが大きく変化しているし、受給開始時期も選択できるようになっている。将来の年金受給額を多くの国民がイメージできるよう、家族構成や働き方、年金受給開始年齢といった変動要素を基に、できるだけ多くのパターンを用意し、それぞれの場合の年金受給見込額を算出し、国民へ分かりやすく提示することが重要。
- ・ 自分がもらえる年金額の目安を知ってもらい、かつ、年金制度への信頼にもつなげるため、できるだけ国民一人一人のリアリティーに近い年金額を示すべき。
- ・ 示し方のパターンが多過ぎると逆に分かりづらくなるので、どういうパターンを出すのか、どうしてそのパターンにしたのかというのを説明できるようにしておく必要がある。

【年金額を広報する際の示し方（続き）】

（世帯類型に着目する視点）

- ・ 共働き世帯や単身世帯が増加している中、もっとリアルな年金の給付水準を知る目安として、多様なライフスタイルを想定したパターンを提示する形で広報し、それに基づいて政策決定を行うことが必要。
- ・ 今の家族観に合う新しいパターンを追加できるとよい。生涯未婚の方や離婚する方もいる中で、年金額が1人当たりどうなるのかを見られると分かりやすい。
- ・ 多数派とは言えない世帯類型をモデル世帯としているため、「年金制度では男性が雇用者として外で働き、女性が被扶養者として家事を担うモデルを前提に設計されている」といった誤ったメッセージが伝わり、特に若年層がイメージする世帯像との乖離が進み、制度に対する信頼性の低下が懸念される。
- ・ 単身世帯やひとり親世帯、共働き世帯、片働き世帯など、それぞれの世帯類型での年金額について、分かりやすく示していくことが必要。その際、「標準」という言葉の使い方が適切かどうか検討すべき。
- ・ できるだけ国民の一人一人のリアリティーに近い年金額を示すため、20代・30代にはどんな世帯が多いのかという現実に着目してはどうか。
- ・ 片働き世帯だけではなく、共働き世帯や単身世帯の標準的な年金額を示す必要があるが、一口に共働きと言っても、どれぐらいの期間働いているかとか、賃金をどう設定するかによって随分変わってくる。

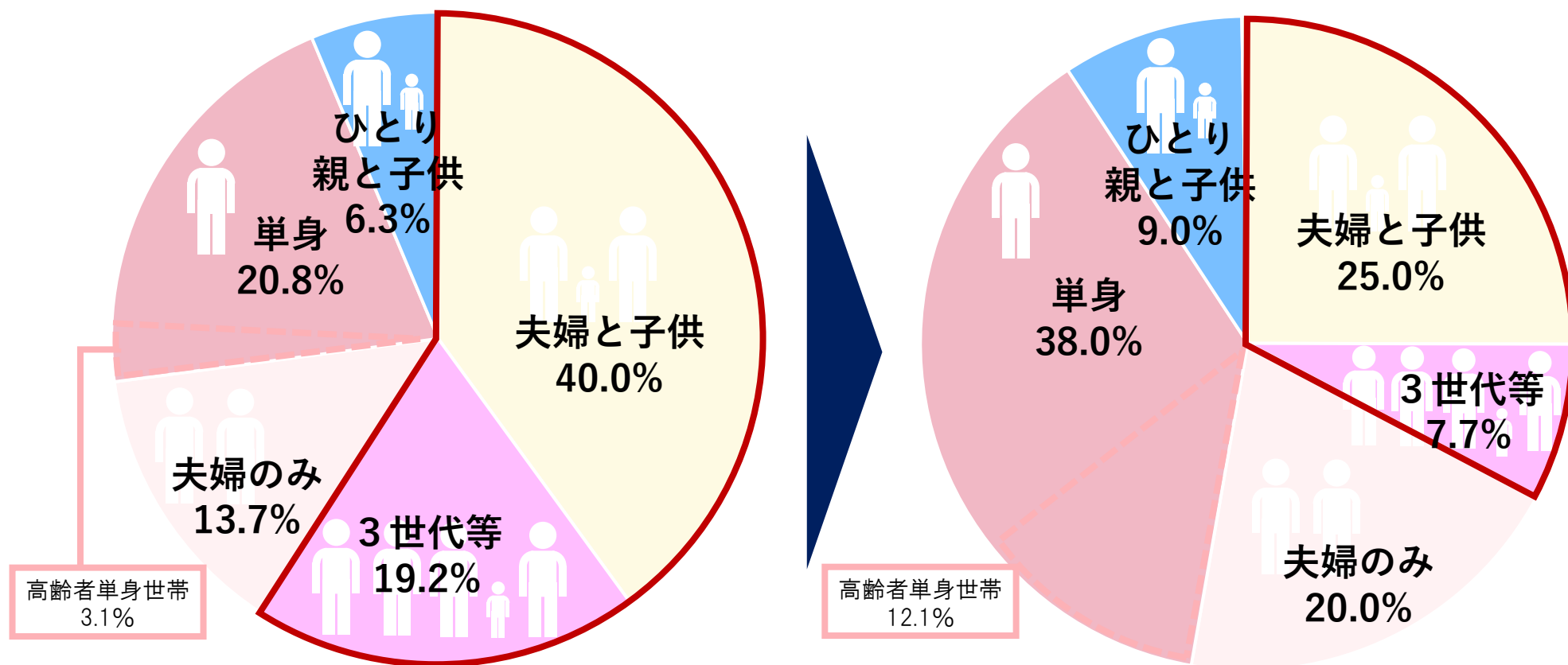
（働き方・賃金水準等に着目する視点）

- ・ 生涯1号の場合や生涯2号の場合、1号期間と2号期間が半分ずつの場合など、複数のパターンを示すとより自分の人生設計に合ったものを見られるのではないか。
- ・ より賃金水準が低い世帯のほうが、年金に対する将来の依存度が高くなると考えられるため、賃金水準をばらけさせて年金額を示してはどうか。
- ・ 社会全体の平均的な年金水準の目安を示すものとして、各世代における男女それぞれの平均厚生年金加入期間や標準報酬を基にしたモデル年金を示してはどうか。
- ・ 男女の年金額の違いを指標で示せるとよい。単身世帯の高齢者の女性の貧困という問題や、女性の平均所得の低さを可視化することで、女性の非正規の人をどう減らすのか、女性を厚生年金にどう加入してもらうかという動きが社会全体で広まることを期待している。
- ・ 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型ではなく賃金水準の違いから生じ、賃金水準に着目することが重要であるが、世帯の1人当たりの賃金水準の分布が世帯類型あるいは男女間で差があるために、結果的に世帯類型や男女それぞれで見た平均的な所得水準の世帯の所得代替率が異なっていることを丁寧に説明する必要がある。

昭和60(1985)年と令和2(2020)年を比較すると、世帯構成に大きな変化が見られる。

昭和60(1985)年

令和2(2020)年



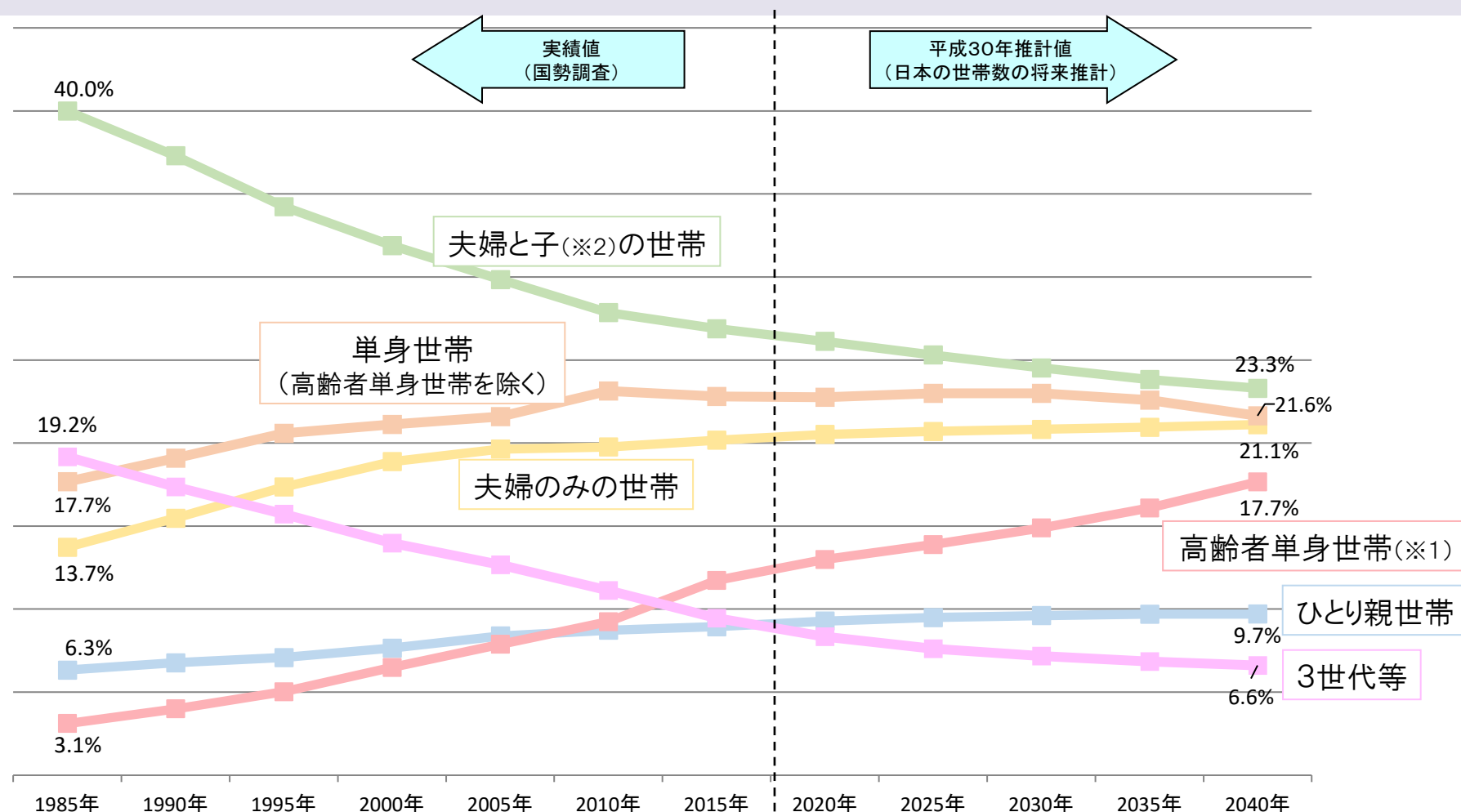
(国勢調査より作成)

世帯構成の推移と見通し

第2回社会保障審議会年金部会
2023年3月28日

資料
1

- 夫婦と子の世帯や3世代等の世帯は、1985年時点では一般的だったものの、大きく減少している。
- 高齢者単身世帯やひとり親世帯については、今後とも増加が予想されている。



(出典) 総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2018年推計)」

(※1) 世帯主が65歳以上の単身世帯を、高齢者単身世帯とする。

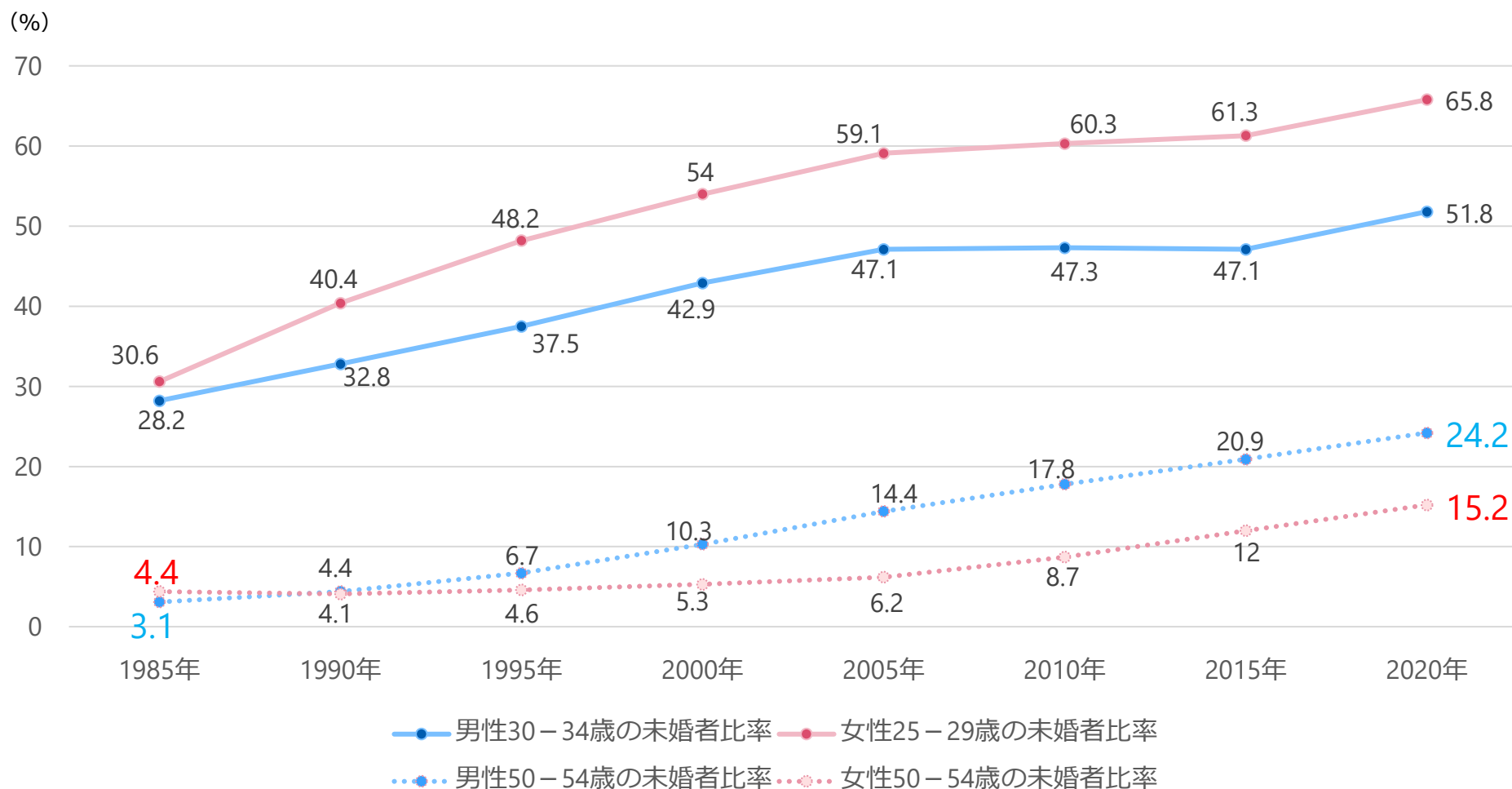
(※2) 子については、年齢にかかわらず、世帯主との続き柄が「子」である者を指す。

未婚割合の推移

第2回社会保障審議会年金部会
2023年3月28日

資料
1

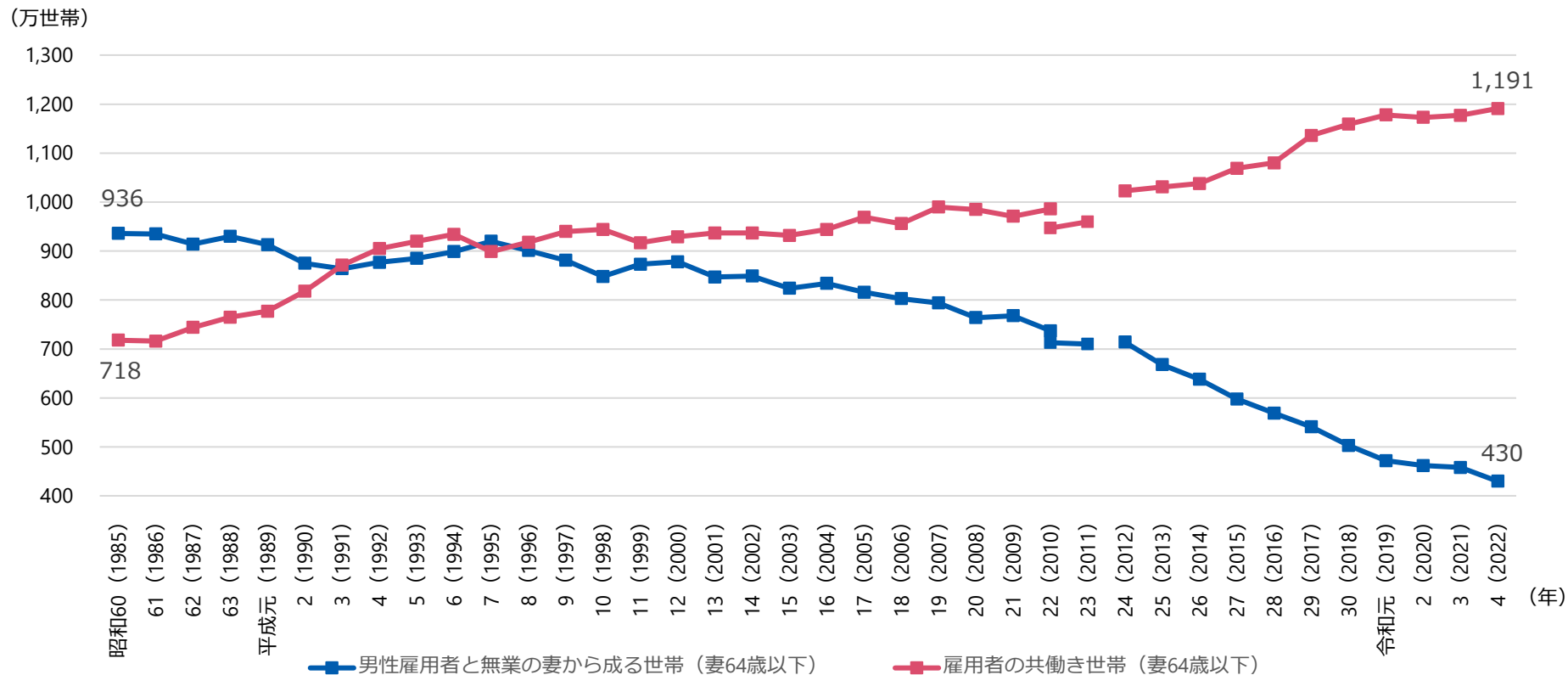
○ 50－54歳の未婚率は、1985年から2020年までの35年で、男性で約7.8倍、女性で約3.5倍となっている。



(出典)総務省「国勢調査」

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

○ 専業主婦世帯が減少する一方で、共働き世帯は増加。



（備考）1.昭和60年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。

「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。

2.「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。

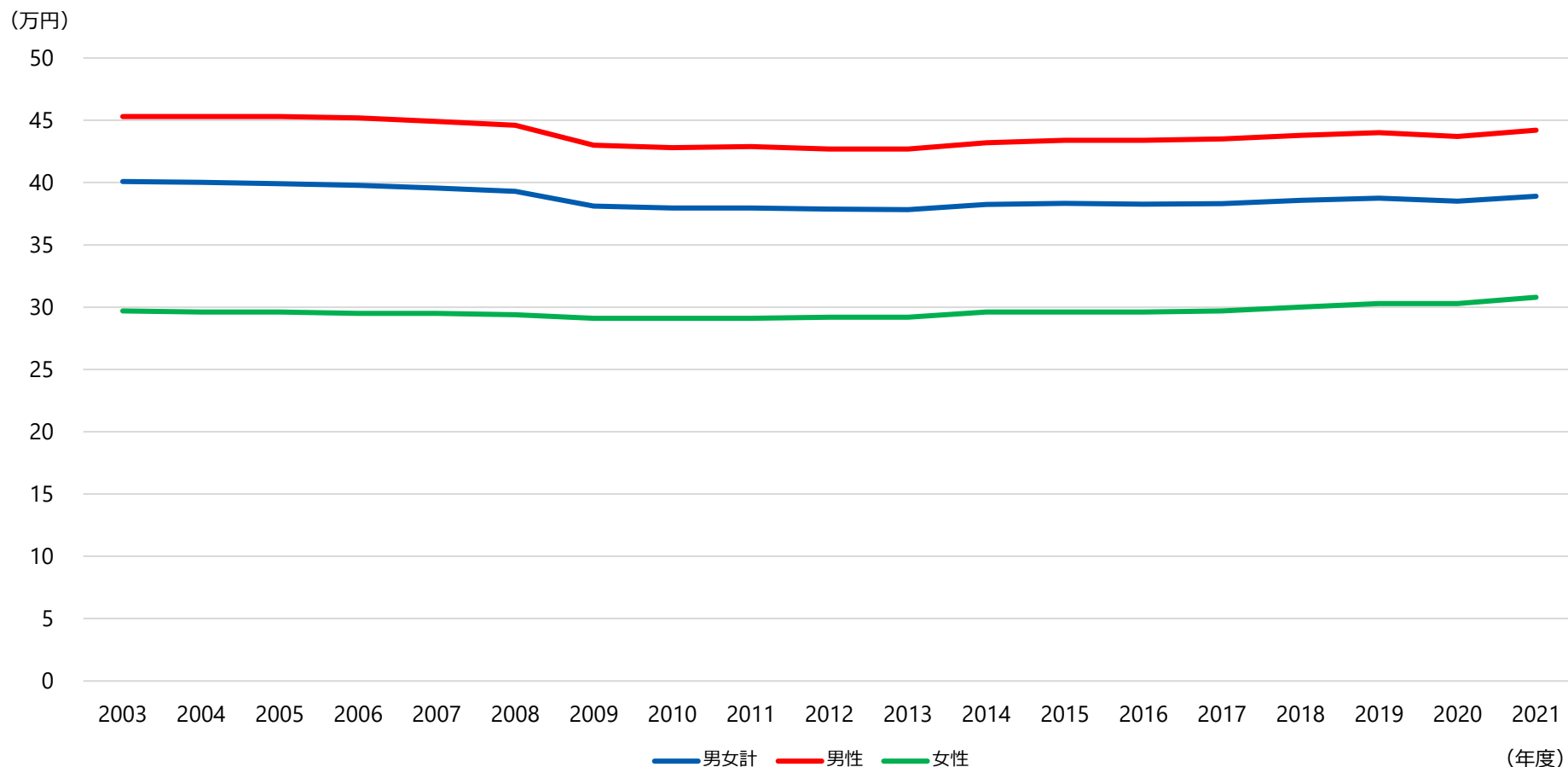
平成30年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。

3.「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。

4. 平成22年及び23年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

第2号被保険者1人当たり標準報酬額の推移（総報酬ベース・月額換算）

- 1人当たり標準報酬額は男女ともに概ね横ばいで、一定の男女差が見られる。



出所: 年金数理部会「公的年金財政状況報告—令和2(2020)年度—」及び「令和3年度財政状況について」各実施機関から報告を基に作成。

(注1) 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度を含む厚生年金保険全体の標準報酬総額(総報酬ベース)の年度間平均(被保険者1人当たり月額)である。

なお、2015年9月までの地方公務員共済組合の1人当たり標準報酬額は、「平均給料月額」を標準報酬月額ベースに換算して算出している。

(注2) 2003年度以降は総報酬制へ移行している。

【オプションAの参考】

世代別にみた現役時代の適用状況別の平均年金加入期間の見通し

【男性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生 (2020年:60歳)	8.6 年 (21 %)	31.5 年 (78 %)	0.1 年 (0 %)	8.6 年 (21 %)	31.6 年 (78 %)	0.1 年 (0 %)	8.6 年 (21 %)	31.6 年 (78 %)	0.1 年 (0 %)	8.6 年 (21 %)	31.8 年 (79 %)	0.1 年 (0 %)
1970年生 (2020年:50歳)	10.6 年 (24 %)	32.7 年 (75 %)	0.1 年 (0 %)	10.6 年 (24 %)	32.8 年 (75 %)	0.1 年 (0 %)	10.6 年 (24 %)	32.9 年 (75 %)	0.1 年 (0 %)	10.4 年 (23 %)	33.7 年 (76 %)	0.1 年 (0 %)
1980年生 (2020年:40歳)	11.1 年 (25 %)	32.9 年 (74 %)	0.1 年 (0 %)	11.1 年 (25 %)	33.0 年 (75 %)	0.1 年 (0 %)	11.1 年 (25 %)	33.1 年 (75 %)	0.1 年 (0 %)	10.6 年 (24 %)	34.2 年 (76 %)	0.1 年 (0 %)
1990年生 (2020年:30歳)	9.5 年 (22 %)	34.3 年 (78 %)	0.1 年 (0 %)	9.5 年 (21 %)	34.4 年 (78 %)	0.1 年 (0 %)	9.5 年 (22 %)	34.5 年 (78 %)	0.1 年 (0 %)	8.5 年 (19 %)	36.2 年 (81 %)	0.1 年 (0 %)
2000年生 (2020年:20歳)	9.0 年 (21 %)	34.7 年 (79 %)	0.2 年 (0 %)	8.9 年 (20 %)	34.9 年 (79 %)	0.1 年 (0 %)	8.9 年 (20 %)	35.0 年 (80 %)	0.1 年 (0 %)	7.4 年 (17 %)	37.1 年 (83 %)	0.1 年 (0 %)
2010年生 (2020年:10歳)	8.9 年 (20 %)	34.8 年 (79 %)	0.2 年 (0 %)	8.8 年 (20 %)	35.0 年 (80 %)	0.1 年 (0 %)	8.7 年 (20 %)	35.2 年 (80 %)	0.1 年 (0 %)	7.2 年 (16 %)	37.5 年 (84 %)	0.1 年 (0 %)

【女性】

	現行ベース			適用拡大①			適用拡大②			適用拡大③		
	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間	1号期間	2号期間	3号期間
1960年生 (2020年:60歳)	9.5 年 (24 %)	16.7 年 (42 %)	14.0 年 (35 %)	9.5 年 (24 %)	16.7 年 (42 %)	14.0 年 (35 %)	9.5 年 (24 %)	16.8 年 (42 %)	14.0 年 (35 %)	9.5 年 (23 %)	17.0 年 (42 %)	14.0 年 (35 %)
1970年生 (2020年:50歳)	9.9 年 (24 %)	19.9 年 (48 %)	12.0 年 (29 %)	9.7 年 (23 %)	20.4 年 (49 %)	11.8 年 (28 %)	9.6 年 (23 %)	21.2 年 (50 %)	11.5 年 (27 %)	9.3 年 (21 %)	22.7 年 (53 %)	11.2 年 (26 %)
1980年生 (2020年:40歳)	10.0 年 (23 %)	22.3 年 (53 %)	10.1 年 (24 %)	9.7 年 (23 %)	23.3 年 (55 %)	9.7 年 (23 %)	9.4 年 (22 %)	25.0 年 (58 %)	8.7 年 (20 %)	8.8 年 (20 %)	27.5 年 (62 %)	7.8 年 (18 %)
1990年生 (2020年:30歳)	8.7 年 (21 %)	24.5 年 (58 %)	9.1 年 (21 %)	8.3 年 (19 %)	25.9 年 (61 %)	8.3 年 (20 %)	7.9 年 (18 %)	28.5 年 (66 %)	6.6 年 (15 %)	6.8 年 (16 %)	31.9 年 (73 %)	5.2 年 (12 %)
2000年生 (2020年:20歳)	8.0 年 (19 %)	25.6 年 (61 %)	8.6 年 (20 %)	7.4 年 (17 %)	27.2 年 (64 %)	7.7 年 (18 %)	6.9 年 (16 %)	30.2 年 (71 %)	5.7 年 (13 %)	5.3 年 (12 %)	34.4 年 (79 %)	4.0 年 (9 %)
2010年生 (2020年:10歳)	7.9 年 (19 %)	25.7 年 (61 %)	8.5 年 (20 %)	7.3 年 (17 %)	27.5 年 (65 %)	7.6 年 (18 %)	6.7 年 (16 %)	30.7 年 (72 %)	5.5 年 (13 %)	4.8 年 (11 %)	35.4 年 (80 %)	3.8 年 (9 %)

注1:適用拡大①⇒被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止した場合(約125万人拡大)/適用拡大②⇒被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止した場合(約325万人拡大)/適用拡大③一定以上の収入のある全雇用者を適用した場合(約1,050万人拡大) ※2024年4月にさらなる適用拡大を実施した場合として試算

2:それぞれの世代が、65歳時点において、65歳までの公的年金の適用状況別の平均加入期間がどの程度になるかを推計。

3:昭和60(1985)年改正以前は、国民年金の被保険者期間を1号期間、厚生年金及び共済年金の被保険者期間を2号期間とした。

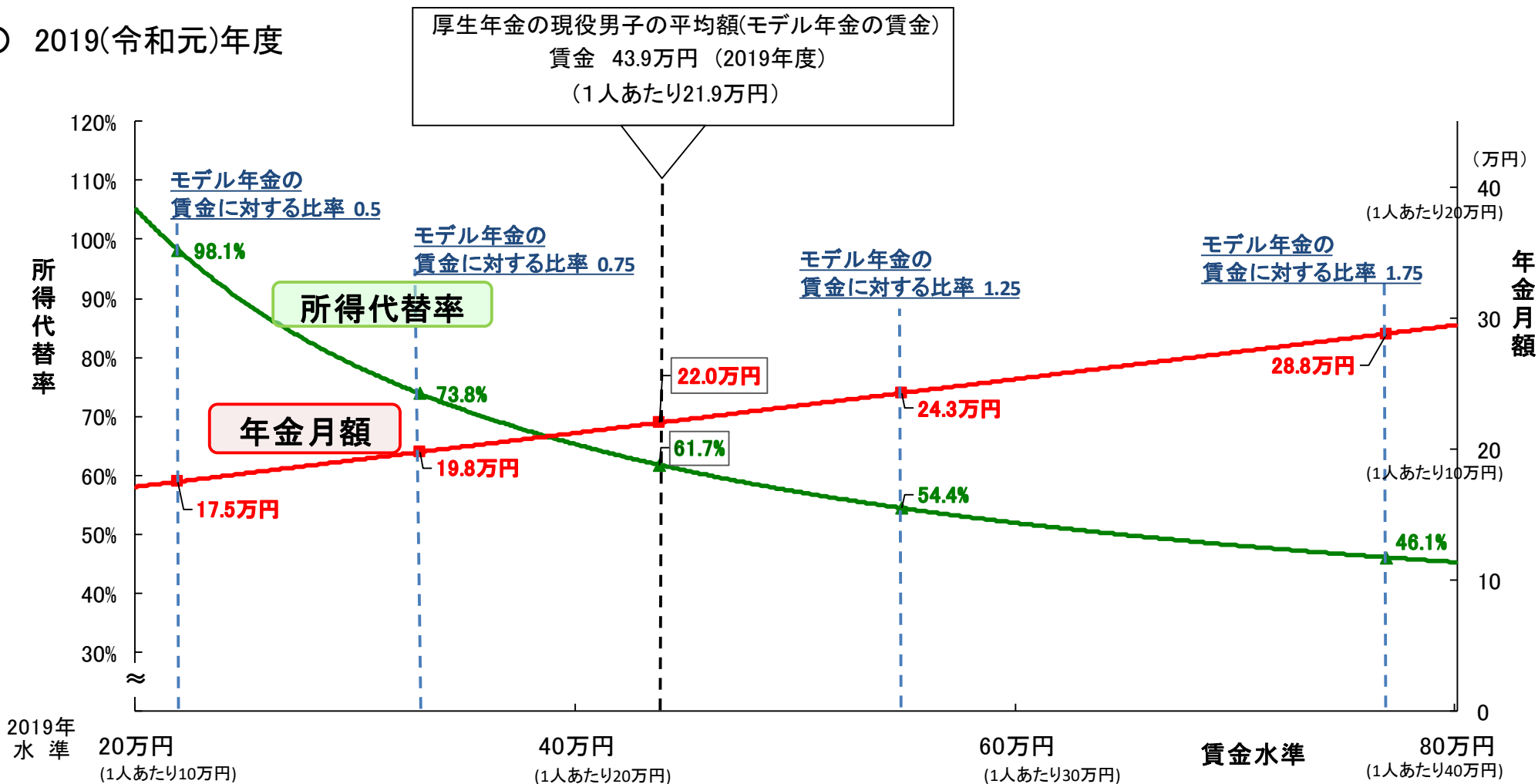
4:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)、労働力率の前提は経済成長と労働参加が進むケース。

賃金水準(1人あたり)別の年金月額及び現役時の賃金比率 <現在(2019年度)>

2019年財政検証の
ポイント

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人当たり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようにになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- **所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要**である。

○ 2019(令和元)年度

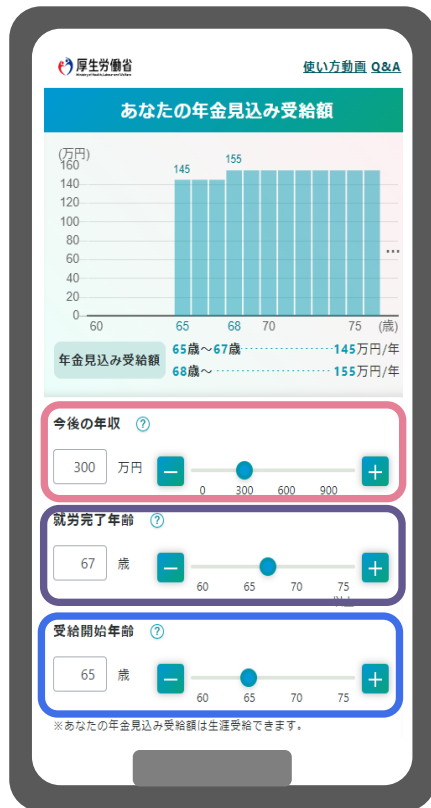


注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。

注2: 可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。

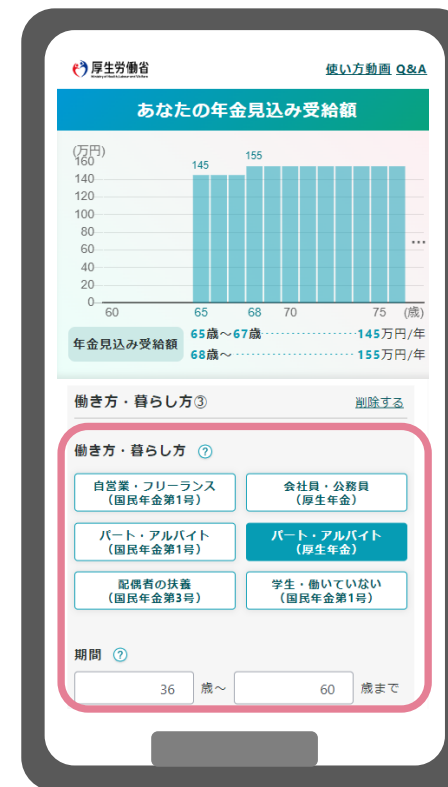
(参考) 公的年金シミュレーターによる将来の年金見込み受給額試算について

「公的年金シミュレーター」は、将来受け取る年金見込み受給額を固定して表示するだけではなく、個々人の働き方暮らし方の変化による多様なライフコースに応じた様々なパターンの年金見込み受給額を簡単な入力で試算・表示することが可能。



年金見込み受給額試算の結果についてはグラフ及び数字で表現され、グラフ直下にあるスライドバーを動かすと年金額がリアルタイムに変化し、一目でわかる。

将来受け取る年金見込み受給額を決定する3つの重要要素である「今後の年収」、「就労完了年齢」、「受給開始年齢」を変更することにより、将来受け取る年金額の増減を簡単に試算することが可能。



個々人の働き方・暮らし方による多様なライフコースに対応するため、働き方・暮らし方、働く期間、年収を直接入力し変更することにより、年金見込み受給額を試算することが可能。

(注) 公的年金シミュレーターは、年金額を簡易に試算することを目的としており、実際の年金額とは必ずしも一致しません。より正確な年金見込み額の確認をする場合には、日本年金機構の「ねんきんネット」の活用をご検討ください。

1. 多様なライフコースに応じた年金の
給付水準の示し方に関連する論点について
2. 障害年金に関連する論点について
3. 第3号被保険者制度に関連する論点について
4. 加給年金に関連する論点について

障害年金制度に関連する論点について①

第5回社会保障審議会年金部会において、〈現時点で議論が求められる課題と論点〉として提示された以下の論点等についてご議論いただきたい。

【初診日に係る論点】

- 障害厚生年金において、保険事故の発生時点を初診日とすることを維持しつつ、延長保護や長期要件（注）を認めるべきかどうか。
 - ※ 社会保険制度では、保険加入中に発生した保険事故に対して給付を行うことが原則であり、現行は、保険事故の発生時点において厚生年金保険の被保険者でなければ障害厚生年金は支給されない。そのため、初診日の違いによって、受給できる障害年金に差が生じる場合がある。
 - ※ 過去に厚生年金保険料をどれだけ納付していても、保険事故の発生時点で厚生年金保険の被保険者でなければ、障害厚生年金は支給されない。一方で、遺族厚生年金では、死亡という保険事故の発生時点で厚生年金保険の被保険者でなくても、長期要件を満たせば、一定範囲の遺族に遺族厚生年金が支給される。
- （注）延長保護：被保険者資格喪失後の一定期間内に初診日があれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にする考え方。
- 長期要件：厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後に保険事故が発生した場合であっても、厚生年金の給付対象にする考え方。

【障害年金受給者の国民年金保険料免除の取扱いに係る論点】

- 障害年金受給者の法定免除期間について保険料納付済期間と同じ扱いにするべきかどうか。
 - ※ 現行は法定免除期間については、保険料納付済期間に算入されない。このため、障害等級が2級以上の受給者の場合、国民年金保険料については法定免除となり納付することを要しないが、障害の状態が65歳前に軽減し、障害基礎年金の支給が停止された場合、65歳以降は、法定免除期間について保険料納付済期間に算入されずに減額された老齢基礎年金を受給することになる。

障害年金制度に関連する論点について②

【直近1年要件に係る論点】

- 直近1年要件について、令和8年3月31日が当該措置の期限となっているが、次期制度改正に向けて、これまで同様に10年間の延長をすべきかどうか。
- ※ 現行の障害基礎年金・遺族基礎年金の保険料納付要件は、原則、国民年金法第30条第1項ただし書等において3分の2要件とされているが、特例措置として、令和8年4月1日以前に初診日がある場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ、納付要件を満たしたものとして扱われる（昭和60年改正法附則第20条）。

【障害基礎年金2級の年金額に係る論点】

障害年金受給者では、障害基礎年金2級の受給者が多くなっており、その2級の障害基礎年金の水準は、老齢基礎年金の満額（40年拠出の老齢基礎年金）で設定されている。

- 障害基礎年金2級の年金額を引き上げる方法として、基礎年金拠出期間の45年化による満額の変更が適切かどうか。
- 仮に基礎年金拠出期間の延長に伴い、障害基礎年金2級の年金額を引き上げるとした場合、施行日前に初診日がある受給者の年金額についてどのように取り扱うか。
- ※ 障害年金では、受給者の基礎的な消費支出が高くなる可能性がある等といった特徴があり、障害基礎年金の年金額を老齢基礎年金と切り離して考えるべきという意見が考えられる一方、同一の年金制度で運営されている以上、両者のバランスを考慮すべきという意見も考えられる。

障害年金制度に関連する論点について③

【障害年金と就労収入の調整（30条の4以外の場合）に係る論点】

- 障害年金と就労収入の関係をどのように考えるか。両者の間で一定の調整を行うべきか。
 - ※ 障害年金では、原則として、就労をして収入を得たとしても、直ちに障害年金が支給停止になったり、減額されることはない（30条の4に基づく障害基礎年金を除く。）。他方、障害の種別によっては、更新時の就労状況によっては障害等級の変更が行われ、その結果として、年金額の減額や年金支給の打ち切りが行われることがある。
 - ※ 老齢厚生年金では、厚生年金の適用事業所で就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、老齢厚生年金の一部または全部を支給停止する「在職老齢年金制度」という仕組みがあり、高齢者の就業促進の観点から今後の取扱いのあり方が論点の一つになっている。

【事後重症の場合の支給開始時期に係る論点】

- 事後重症の場合でも、障害等級に該当するに至った日が診断書で確定できるのであれば、その翌月まで遡って障害年金を支給することを認めるべきかどうか。
 - ※ 障害年金は、障害認定日において一定の障害の状態にある場合に支給することとしているが、事後重症の場合は、障害の状態が悪化して障害等級に該当するに至った日の翌月ではなく、請求日の翌月から障害年金が支給されることとされている。このため、例えば、請求日の1年前に障害の状態に至っていた場合でも、遡って受給することはできない。

【初診日要件等】

（初診日要件の現状とその在り方）

- ・ 障害基礎年金か障害厚生年金のどちらを適用されるかは、障害の原因となった病気やけがの初診日に国民年金か厚生年金のいずれの被保険者であったかで決まり、それが生涯続くことによる弊害が出ている。例えば、けがや精神疾患などにより退職してから障害年金を申請した場合に初診日によって障害厚生年金を受給できず、また、障害になった後に就労しても、障害基礎年金のみを受給することとなる。また、障害厚生年金の方が、給付額が多く、より軽い障害でも給付が受けられ、あるいは障害手当金と一時金を受給できる等の差がある。
- ・ 保険期間中に初診日があることを厳密に捉えなくとも、社会保険としての原理は成り立つ。厚生年金の被保険者資格喪失後の保険事故発生について、退職後あまり期間が経過していないものであれば、障害厚生年金の給付の対象にすることも検討の余地がある。
- ・ 障害厚生年金において、延長保護（被保険者資格喪失の一定期間内であれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にすること）と長期要件（厚生年金保険料の納付済期間が一定以上あれば、被保険者資格喪失後の保険事故発生も給付対象にすること）の両方を認めてよいのではないか。
- ・ 社会保険制度では、被保険者期間中に発生した保険事故に対して、加入する制度から給付を受けることが原則である。被保険者資格喪失後の保険事故を給付対象とするといった特例は、制度が複雑化し、分かりにくさ・不明瞭さを作ってしまうのではないか。また、実務面や他の制度への影響も出るのではないか。
- ・ 一定期間の厚年保険料の納付により障害厚生年金の保障期間を長期化させることについて、遺族厚生年金の長期要件では厚生年金の加入期間だけで25年を求めていることや、障害厚生年金は遺族厚生年金と異なり300月の最低保障を設けており月数のカウントが異なること、額はどうするのかなどに留意が必要。

（任意で厚生年金に加入する仕組み）

- ・ 転職の増加・働き方の多様化も踏まえ、初診日が求職・失業中にあったとしても障害厚生年金を受給できる仕組みとして、厚生年金保険への任意継続加入制度の創設も検討すべき。例えば、一時的に被用者から離れる期間の保護を与える制度として、健保の任意継続被保険者の申込みと同時に厚生年金の継続被保険者として申し込んで、月数百円の保険料を払い、遺族と障害の保障を引き続き持ったまま次の転職に備えることとしてはどうか。
- ・ 厚生年金保険に任意継続加入制度を創設する場合、任意加入しない人が出てくる可能性がある。一方、延長保護は、諸外国で実際に行われている制度であり、退職後の一定期間は自動的に被保険者状態が継続される。任意継続しなかった人が、例えば、発病は厚生年金被保険者期間中であるけれども、実際の初診日が退職後になってしまった場合、障害厚生年金の対象にならなくなるため、延長保護のほうが望ましい。

【事後重症】

- ・ 社会保険では、客観的に受給要件を満たした時点で受給権が発生する仕組みが多いが、事後重症は請求日の翌月から支給される。制度創設当時と比べ、デジタル技術の進展によってカルテの保存状況等に変化があるため、技術的な障壁を精査し、事後重症の場合の支給開始時期を再検討する必要。

【直近1年要件】

- ・ 直近1年要件について、過去、10年間の延長が繰り返されてきたが、役割を終えているのではないか。
- ・ その一方で、現在も、この特例措置によって障害年金の受給につながっているケースがあることに留意する必要がある。

【障害年金と就労の関わり】

- ・ 働きながらの障害年金の受給について、20歳前障害基礎年金だと無拠出のため全額支給停止となる場合がある。障害基礎年金も国庫負担が半分入っていることを踏まえ、障害基礎年金でも、給付停止・在職障害年金といったものは考えられるのか。
- ・ 身体障害で永久認定を受けている場合は、年収が2000万でも障害年金は支給される。一方で、有期認定の精神障害の場合は、就労し、ある程度の所得が獲得できるようになった際、次の更新で等級変更により年金が支給停止になることがある。現行制度は両極端で、緩やかに調整する方向性はあるが、拠出制の年金に所得制限を入れることは理論的な観点からも難しく、実務的にも毎年度の所得調査が可能かどうか疑問。
- ・ 障害のある者が働いて収入を得て、自立に近づいていくことが、その人に生きる力を与える。社会参加を促してみんなで支えていく世の中をつくる観点から、就労支援との連携を図ることが重要。

【障害年金の基本的な在り方】

- ・ 障害年金の目的をどう捉えるかに加え、医学モデルか社会モデルかも含めた障害年金の目的と認定基準との関係について、他の障害者施策との関係性も視野に入れながら議論することが必要。
- ・ 支給要件、給付水準の妥当性について論点があり、受給者の中心が身体障害から精神障害に大きく変化している中、それに合わせて制度を見直す必要があるか検討の余地がある。
- ・ 障害年金もマクロ経済スライドの対象であり、将来的な所得代替率の低下が見込まれ、基礎年金のみの受給者への影響が極めて大きい。特に障害基礎年金について、現在の受給者の生活実態を踏まえながら、障害のある者の所得をどのように保障するものかを整理し、給付水準の在り方や引上げに向けた議論を進めるべき。
- ・ 企業規模要件や個人事業主の非適用業種により、本来2号であるべき被用者が1号となり、同じ障害の程度であっても被用者間で受給できる障害年金に違いがある。稼得能力の低下や喪失が到来した者への所得保障という障害給付の目的から、同じ公的年金の枠組みの中での障害等級の差には必ずしも合理性があるとは言えず、全ての被用者への適用拡大と併せて、障害基礎年金と障害厚生年金の等級の違いも議論すべき。

【その他】

- ・ 障害がある人や、世帯の生計を支えている人を亡くした人も保障を受けられるという年金制度の仕組みを知っているのは約半数にとどまるという調査結果もある。受給すべき人が確実に受給できるよう、例えば、精神障害を有する方への対応も含め、引き続き年金機構と連携した周知活動の強化をすべき。
- ・ 学生納付特例の手続をせず、保険料を納めていなかった場合、障害年金は受給できないが、それを知らない学生が、その手続をしていないことで受給できなくなることについては、見直しを検討すべき。

※ 第5回年金部会において、福島豪氏（関西大学法学部教授）・百瀬優氏（流通経済大学経済学部教授・年金部会委員）よりヒアリングを実施。

障害年金の目的

障害年金の目的

- 障害年金は、被保険者期間中の傷病によって日常生活能力や労働能力などが制限されるような障害の状態になった場合に、その生活の安定を図るための給付である。
- 通常は加齢に伴って起こる稼得能力の喪失が、現役期に障害状態となることで早期に到来することに対応するものとして、その保険事故の発生に対し、一定の所得保障を行うことを目的としている。

参考①

- 障害年金は、国民が廃疾となって日常生活の用を弁ずることができなくなったり、あるいは日常生活に著しい制限が加えられたりした場合、すなわち、所得活動が制限された場合に、その生活の安定がそこなわれることのないよう防止することを目的とする給付である。

（出典）小山進次郎『国民年金法の解説』

参考②

- 障害年金は、労働者が障害となって労働することができなくなったり、労働が制限されたりした場合に、その生活の安定を図るための給付であ…る。

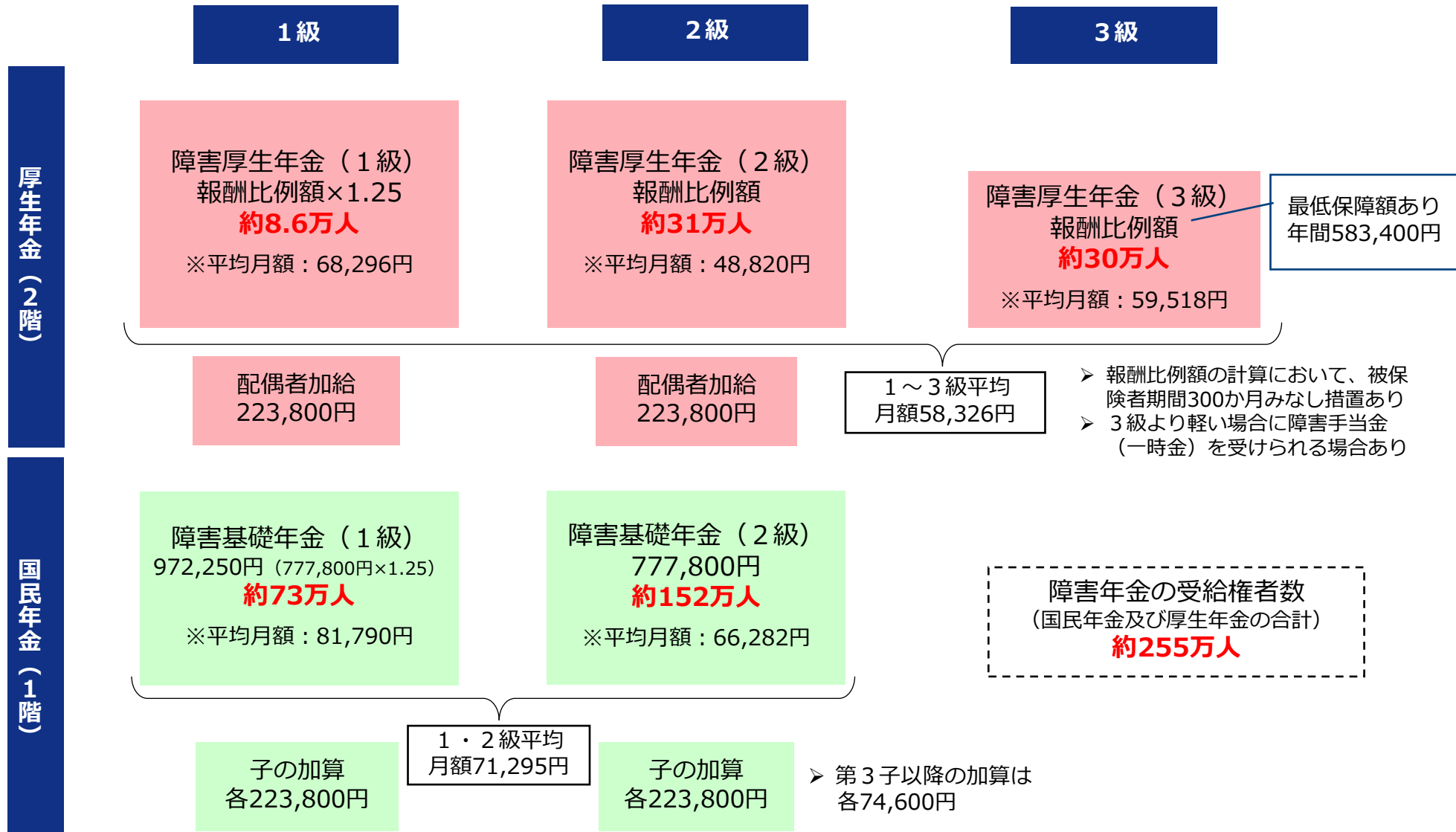
（出典）有泉亨・中野徹夫『厚生年金保険法〔全訂社会保障関係法1〕』

参考③

- 年金が高齢者、障害者及び遺族に支給されるのは、これらの者は所得が減少したり又は喪失したりすることが多いからである。しかも、長期にわたって所得が減少・喪失するため、長期給付である年金の支給対象とするのに適している。このように年金は所得が減少・喪失した者に支払われるため、年金は稼得能力の低下・喪失に対するものだと言明されることが多い。
- 一般に、一定程度以上の障害を有する者は、就労することが困難になり、所得が減少又は喪失することが多い。障害年金は、このような障害者の所得を補填するために支給される年金である。

（出典）堀勝洋『年金保険法（第5版）』

障害年金の給付額と受給権者数



（注）人数・平均月額については、厚生年金保険・国民年金事業年報（令和4年度）による年度末の数値であり、旧法年金・共済年金を含む。

障害年金制度の概要 ① 障害基礎年金

1. 支給要件

国民年金の被保険者期間または被保険者の資格を失った後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる期間に初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヵ月経った日あるいは1年6ヵ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）に、1級または2級の障害の状態にある場合に支給される。

（注）保険料納付要件（以下のいずれか）を満たしていることが必要。

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、そのうち国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年4月1日前にあるときは、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと。

2. 20歳前に初診日がある場合

20歳前に初診日がある場合には、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後のときは障害認定日）に、1級または2級の障害の状態にあれば、障害基礎年金が支給される。

（注）20歳前傷病による障害基礎年金については、本人が保険料を納付していないことから所得制限が設けられており、扶養親族等がないときは、所得が370.4万円を超える場合には年金額の2分の1相当額に限り支給停止とし、472.1万円を超える場合には全額支給停止とする二段階制がとられている。

3. 年金額（令和6年度） ※昭和31年4月2日以後生まれの方の場合

- 〈1級障害の場合〉 1,020,000円（老齢基礎年金の満額の1.25倍）＋子の加算額
- 〈2級障害の場合〉 816,000円（老齢基礎年金の満額と同額）＋子の加算額

子の加算額：第1子・第2子・・・各234,800円
第3子以降・・・各78,300円

（注）子とは、18歳到達年度の末日までにある子または1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子

障害年金制度の概要 ② 障害厚生年金

1. 支給要件

障害基礎年金の保険料納付要件を満たしている者が、厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病によって、障害認定日（障害基礎年金と同じ）に、1級～3級の障害の状態にある場合に支給される。

（1級または2級の障害の状態にある場合は、障害基礎年金と障害厚生年金が支給される。）

（注1）障害基礎年金と同様の保険料納付要件を満たしていることが必要。

（注2）障害手当金

厚生年金の被保険者期間中に初診日のある病気・怪我が初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った場合に、障害基礎年金を受けるのに必要な保険料納付済期間を満たしている者に対して、一時金として支給される。

2. 年金額

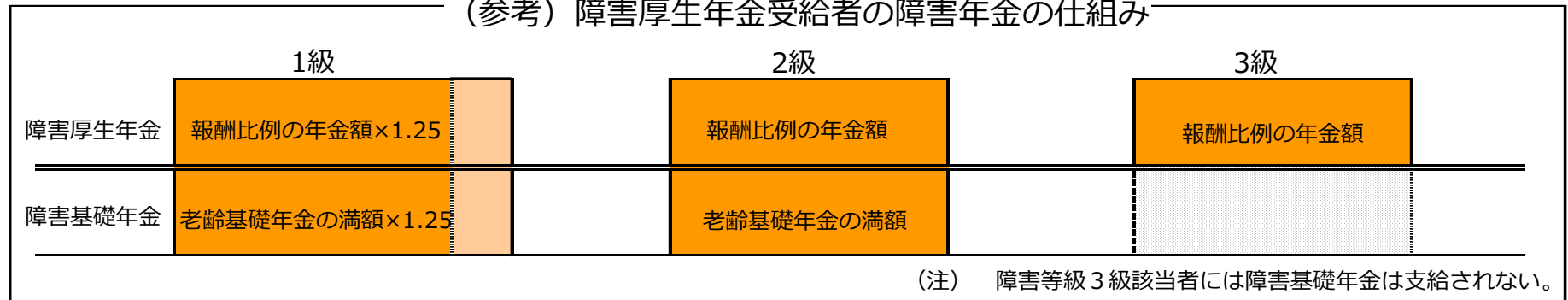
〈1級障害の場合〉（報酬比例の年金額×1.25）+ 配偶者加給年金額

〈2級障害の場合〉（報酬比例の年金額）+ 配偶者加給年金額

〈3級障害の場合〉（報酬比例の年金額）（ただし、障害基礎年金の3／4の額を最低保障とする）

※報酬比例の年金額は老齢厚生年金の計算による。ただし、被保険者期間が300月未満である際は300月とみなして計算する。

（参考）障害厚生年金受給者の障害年金の仕組み



（参考） 障害等級の考え方

1級：日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度の障害

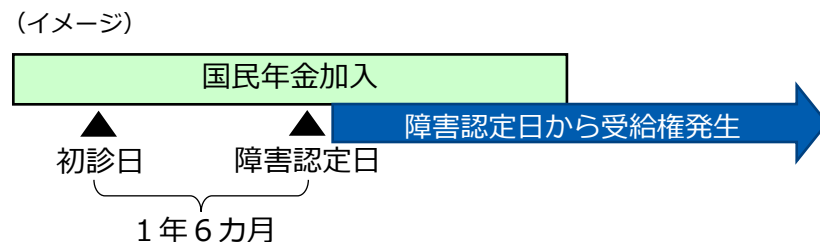
2級：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

3級：労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害

障害年金制度の概要 ③ 障害年金の受給権の発生時期等

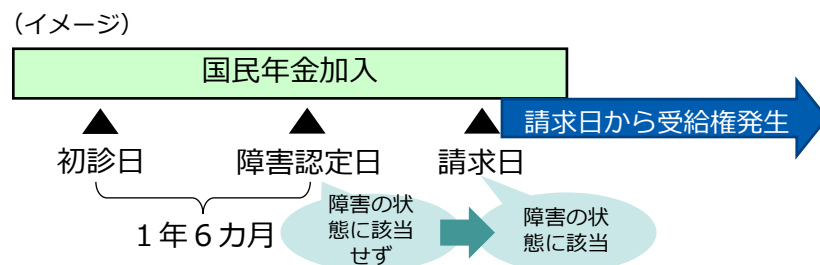
1. 障害認定日による請求（原則）

- 被保険者期間等に初診日のある傷病によって、初診日から1年6カ月経った日あるいは1年6カ月経たない間に治った日（以下「障害認定日」という。）において、障害等級表に定める障害の状態にある場合、障害認定日に受給権が発生。
- 障害認定日の属する月の翌月分から（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日の属する月の翌月分から）支給。



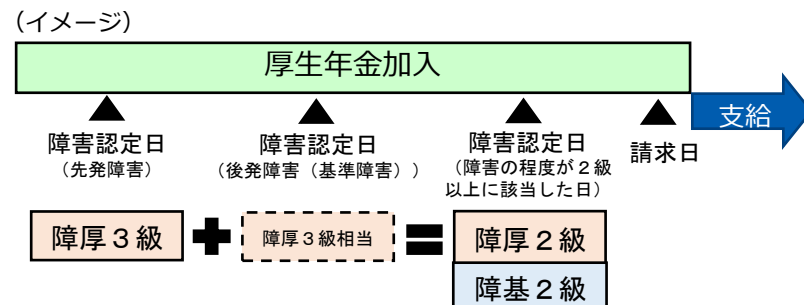
2. 事後重症による請求

- 障害認定日において障害等級表に定める障害の状態に該当しなかった者でも、その後症状が悪化し、65歳に達する日の前日までに、障害等級表に定める障害の状態になり、本人の請求があったときは、請求日に受給権が発生。
- 請求日の属する月の翌月分から支給。
- その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。



3. 初めて2級による請求

- 既に先発の傷病による障害を持つ人が、後発の傷病（基準傷病）による障害（基準障害）を持ち、基準障害の障害認定日から65歳に達する日の前日までの間に、この両方の障害を併合して初めて1級または2級の障害の状態になったときには、その障害の状態になったときに受給権が発生。
- 請求日の属する月の翌月分から支給。
- その他、保険料納付要件等は、障害認定日による請求と同様。



※1 初診日の設定

- 障害年金を含む公的年金制度は社会保険方式が採られており、保険の原理に基づき制度設計がなされている。このため、障害年金の受給権を得るためには、保険事故の発生時点において一定の保険料納付要件を満たしていることが必要である。
- 障害年金制度においては、この保険事故の発生時点をも、障害の原因となった傷病について初めて医師等の診療を受けた日である初診日に置いている。

※2 障害認定日の設定

- 障害認定日とは、初診日から1年6か月経過した日（その間に症状が治った場合は、その治った日）をいう。

障害認定と障害等級表①

- 障害年金が支給される「障害の状態」とは、身体又は精神に、障害等級に該当する程度の障害の状態があり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合をいい、障害の程度の認定は、「障害等級表」に基づくとともに、その具体的な取扱いは「障害認定基準」において定められている。
- 障害基礎年金は、全国民を対象として支給されるものであることから、日常生活能力の制約に着目して1級、2級の給付を行うものであるのに対し、障害厚生年金は被用者を対象に、基礎年金の上乗せ給付として、労働能力の喪失という観点に着目して1級から3級までの給付を行う。

障害等級表（国民年金法施行令別表）

障害等級1級

- 次に掲げる視覚障害
 - 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
 - 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢の全ての指を欠くもの
- 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害等級2級

- 次に掲げる視覚障害
 - 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
 - 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
 - ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 平衡機能に著しい障害を有するもの
- そしゃく機能を欠くもの
- 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一上肢の全ての指を欠くもの
- 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 両下肢の全ての指を欠くもの
- 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 一下肢を足関節以上で欠くもの
- 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 身体機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

障害認定と障害等級表②

障害等級表（厚生年金保険法施行令別表第一）

障害等級3級

厚生年金のみ

1. 次に掲げる視覚障害
 - イ. 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの
 - ロ. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの
 - ハ. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下に減じたもの
2. 両耳の聴力が、40センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの
3. そしゃく又は言語の機能に相当程度の障害を残すもの
4. 脊柱の機能に著しい障害を残すもの
5. 一上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの
6. 一下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したのもの
7. 長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障害を残すもの
8. 一上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ一上肢の3指以上を失ったもの
9. おや指及びひとさし指を併せ一上肢の4指の用を廃したのもの
10. 一下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
11. 両下肢の10趾の用を廃したのもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
13. 精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
14. 傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

（参考）障害等級表の考え方（昭和60年改正以降）

	厚生年金	国民年金
1級	日常生活の用が不能	
2級	日常生活に著しい制限	
3級	労働に著しい制限	—

障害年金生活者支援給付金の概要

- 障害年金生活者支援給付金は、障害基礎年金の受給権者の生活を支援するため、年金に上乗せして支給している。

【令和6年度給付基準額 **年63,720円**（月額5,310円）】（障害等級2級の者の場合）

【支給要件】① 障害基礎年金受給者であること

② 前年の所得※¹が、472万1,000円以下※²※³であること

※¹ 障害年金（非課税収入）は、給付金の判定に用いる所得には含まれない。

※² 20歳前障害基礎年金が支給停止となる所得基準額と同額となるよう設定。扶養親族等の数に応じて増額する。

【給付額】 障害等級2級の者 ……**5,310円**※³（月額）

障害等級1級の者 ……**6,638円**※³（月額）

※³ 毎年度、物価変動に応じて改定。

その他

- ・ 施行日…令和元年10月1日
- ・ 手続 ……本人の認定請求により受給権発生。日本年金機構が支払事務を実施。年金と同様に2か月毎に支給。
- ・ 費用 ……全額国庫負担
- ・ 件数 ……204.8万件（令和3年度末現在）
- ・ その他…給付金は非課税。

1. 多様なライフコースに応じた年金の
給付水準の示し方に関連する論点について
2. 障害年金に関連する論点について
3. 第3号被保険者制度に関連する論点について
4. 加給年金に関連する論点について

第3号被保険者制度の在り方について

第3号被保険者制度の在り方に関して、これまでの年金部会での指摘を踏まえ、特に下記の点を中心にご議論いただきたい。

- 女性の労働参加が進展し、共働き世帯が増加するなど女性を取り巻く環境が変化する中で、被用者保険の適用拡大を進めることで、第3号被保険者制度の縮小・見直しに向けたステップを踏んでいくことが必要であると指摘されている。また、いわゆる「年収の壁」を意識した就業調整が生じていることから、働き方に中立的な制度を構築していくことも必要であると指摘されている。こうした点を踏まえ、今後の制度の在り方をどのように考えるか。
- 一方で、被用者保険においては、夫婦どちらかが就労する世帯・夫婦共働き世帯・単身世帯とも、一人当たり賃金水準が同じであれば、どの世帯類型でも負担・給付が同じになる構造となっていること、多様な属性の者を含む第3号被保険者の所得保障の柱として機能している制度であることに留意する必要性が指摘されている。また、第3号被保険者に新たに保険料負担を求める場合、免除や未納となり将来低年金となる可能性があるという指摘もされている。こうした点を踏まえ、今後の制度の在り方をどのように考えるか。
- 第3号被保険者の中には、育児や介護、病弱等の理由により、就業に一定の制約を持つ方々や、第3号被保険者制度を前提に生活設計をしてきた方々が含まれており、仮に第3号被保険者制度の見直しを行う場合には、こうした方々への配慮が必要であると指摘されている。また、個々の事情に応じた公平な線引きの技術的な難しさや、これまで第1号被保険者として保険料を負担してきた方々とのバランスに関する指摘もある。こうした点を踏まえ、今後の制度の在り方をどのように考えるか。

【総論】

- ・ 女性の働き方に影響する3号制度については、まずは適用拡大を着実に進めることが必要。共働き世帯が多数派になったことや働き方の多様化を踏まえ、将来的には制度見直しの議論が必要。
- ・ 人々の働き方や暮らし方、家族の在り方などが大きく変化し、被扶養者への特別な措置である3号制度は社会の実態に合っていない。見直す上では、社会保険制度内の不公平感の解消、社会の担い手の拡大が基本。
- ・ 第3号被保険者について、まずは被用者保険の適用拡大を進めるとともに、3号制度の縮小・見直しに向けたステップを踏むことは、前々回の年金部会の取りまとめから記載。まずは被用者保険の適用拡大を進める方向だと思うが、3号制度の改革には時間を要することから、先を見据え、今回こそ見直しのステップについて結論を出すべき。
- ・ 3号制度に関して誰もが折り合える解決策は存在せず、セカンドベストの追求になる。新たな分断を生み出しかねないコンセプトを展開して変更を行うよりも、子育てを社会化し、日本社会に根強く残る性別役割分担を払拭する政策が有効。
- ・ 制度創設時から働き方や家族類型を含め大きく情勢が変化したことを踏まえれば、3号制度の在り方の議論は意義があるが、3号は専業主婦（夫）だけではなく、多種多様な働き方・ライフスタイルの方が存在し、それら全ての人が将来にわたり安心して暮らすことができる年金制度が必要。高齢期の貧困防止の観点から議論を進めるべきで、公的年金制度が持つ所得保障の柱としての機能を後退させてはならない。
- ・ 3号制度は片働き優遇との議論もあるが、皆保険の理念・安全網を行き渡らせる意味もあることを踏まえ、冷静に比較考量の議論を進めることが必要。第3号被保険者やその世帯の生活実態、単身女性に多いとされる高齢期の貧困の状況などを更に分析する必要がある。
- ・ 日本の年金制度は、応益負担が原則の第1号被保険者と、応能負担・必要給付が原則の第2号・第3号被保険者を混合した形。社会保険のあるべき姿は応能負担・必要給付の原則であり、第1号被保険者の応益負担の原則ではない。3号批判も応益負担の原則によるものである。
- ・ 週20時間未満への適用拡大などが適切に実施されるならば、3号制度の見直しの優先度は比較的低い。

【見直しに向けた具体的なご提案（適用拡大関係を除く）】

- ・ 3号制度の見直しで、育児や介護、自身の病気など、働くことが難しい人の対応をどう考えるか。少子化対策としても重要で、子供を生み育てる人々の可処分所得への配慮など、きめ細かな対応も必要。
- ・ 年金制度において、被用者の配偶者という身分を守るべきか、それともケアを担う人を支えていくべきか、大きな枠組みで議論したい。3号制度の対象は、被用者の配偶者から、育児や介護などのために労働時間の制約を受け、低収入となっている者に限定してはどうか。その場合は、同様のニーズを抱える1号被保険者との均衡をどう考えるか、また、1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置と連続的な制度として構想するのかなどを検討する必要がある。
- ・ 3号制度の対象について、子育て支援の観点から、同居する末子の年齢を限定し、例えば5歳未満の場合や未就学児の場合に限り、3号として取り扱うこととしてはどうか。また、適用拡大を進めても純粋な無業者は残るが、収入がない者に納付を求めても無年金になることが多いため、免除者と同じで2分の1を納めたものとして取り扱うのがよい。
- ・ 3号制度の対象を育児や介護などのために労働時間の制約を受け、低収入となっている者に限定してはどうかという意見に、疑問がある。1つ目は実務的な理由で、2号の配偶者で収入の低い者に関し、育児や介護で働くことができないのか、そうでないのかを判定するのは極めて困難。2つ目は理論的な理由で、家族に対するケアが理由で就労が不本意に制約される事態への対応は、基本的には年金制度外で取り組むべき。ただし、賦課方式を取る公的年金に子育てに着目した支援を取り入れることは正当化できる。その一方で、子育て以外のケアに着目した支援を正当化する根拠を見出すのは難しい。

【制度を見直す場合の留意点】

- ・ 年金制度で被扶養配偶者の保険料負担がないのは、健康保険の被扶養の仕組みと同様であり、国民に分かりやすい議論をする観点から、両者の整合性に配慮が必要。
- ・ 週20時間未満への適用拡大を行わない、または、それに時間がかかるならば、3号から1号への移行によって就業調整を行う者を減らす策もあり得る。ただし、制度を前提に生活設計してきた世代や家族のケアで長時間働くことができない者への配慮が必要。例えば、女性の就業環境がある程度整ってきた1984年以後生まれの世代につき、第3号被保険者の範囲を家族のケアに関わる者に限定する案が想定される。しかし、この案では、国民年金の財政悪化という副作用が大きく、基礎年金のマクロ経済スライド期間の長期化により国庫負担が減少し、モデル世帯の所得代替率が低下する。
- ・ マクロ経済スライドの調整期間の一致を行えば、1号への移行を通じた3号の縮小によって年金財政が悪化することではなく、むしろ少し所得代替率が上がる。しかし、被用者世帯のための制度である3号の縮小による財源を、被用者がいない世帯も含め、一律に公的年金全体の財源に充てることは、労使団体ともに納得しがたい面があるだろう。3号を見直すと、公的年金制度全体、特に国民年金に大きな影響があるため、見直す場合は財政影響を見極めた上で慎重な検討をせざるを得ない。

【適切な情報発信の必要性】

- ・ 3号という選択がライフプランニング上のリスクを伴う場合があるという理解が浸透してほしい。3号を選択して就業しなかった期間は、スキルアップによる収入獲得能力の向上という観点からは「失われた」期間になるかもしれない、若い女性のライフプランニングが過度に楽観的な想定により合理性を失わないよう、適切な情報発信が必要。
- ・ 3号になれるかどうかや、夫の会社の配偶者手当をもらえるかどうかという理由で職業を選択することは、労働力不足をもたらすほか、自分の人生は社会保障の仕組みによらずに自分で選択するものであり、本人のためにもならないことに留意すべき。

1. 多様なライフコースに応じた年金の
給付水準の示し方に関連する論点について
2. 障害年金に関連する論点について
3. 第3号被保険者制度に関連する論点について
4. 加給年金に関連する論点について

加給年金の在り方について

加給年金については老齢厚生年金の配偶者加給年金を中心にご議論いただいたが、次の点について更にご議論いただきたい。

【老齢厚生年金の配偶者加給年金について】

- 「昭和29年創設の老齢厚生年金の配偶者加給年金は、夫が年上、妻が年下といった当時の夫婦像がモデル。夫婦の年齢差で支給の有無や長短が決まり、公平性の観点から見直しの検討が必要。現在はライフスタイルも多様化し、単身世帯の増加や夫婦の形も様々。厚生年金に夫婦ともに加入する世帯も増加が見込まれ、現在の社会に整合的ではない。」といったご意見、「加給年金は、女性が専業主婦で働くことができないことを想定した制度。年の差夫婦ほど支給期間が長く、独身の者には支給されず、今の時代では不公平。」といったご意見、「60代前半の女性の労働力率も6割を超え、50代以下では75%超であることを踏まえ、夫が65歳に達した後、65歳未満の妻を働けないものとみなして加給年金を支給する必要性は薄れている。」といったご意見、「加給年金は繰下げ受給の判断を鈍らせる。繰下げ受給や就労意欲に影響することがないように制度設計すべきであり、子や障害の場合に配慮しつつ、廃止の方向でよいのではないか。」といったご意見等、老齢厚生年金の配偶者加給年金については見直しすべきというご意見をいただいたが、これについてどう考えるか。

【老齢厚生年金の子の加給年金、障害厚生年金の配偶者加給年金について】

- 老齢厚生年金の子の加給年金、障害厚生年金の配偶者加給年金（※）の在り方について、どう考えるか。

※ 平成23年4月1日施行の国民年金法等の一部を改正する法律（障害年金加算改善法）により、障害厚生年金の配偶者加給年金の対象者の範囲等が拡充されたという経緯がある。

【現行制度を前提として生活設計を立てている方への配慮について】

- 「遺族年金や加給年金については、現行制度を前提として生活設計を立てている方が多くいる。また、女性の働き方が変化しているものの、現在の20代の方と現在の40代、50代の方では、状況が大きく異なるため、これらの仕組みの見直しを行う場合は、十分な経過措置が必要。」といったご意見をいただいたが、これについてどう考えるか。

公的年金制度の年金給付における加算一覧

第6回社会保障審議会年金部会
2023年7月28日（一部修正）

資料
2

①支給要件、②年額、③受給者数、支給総額

	老 齢	障 害	遺 族
厚生年金	④配 加給年金 ①65歳到達時に生計維持・65歳未満 ②224,700円＋特別加算（最大165,800円） ＝ 最大390,500円（※1） ③95.0万人、3,700億円 ⑤子 加給年金 ①65歳到達時に生計維持・18歳になる年度末まで（※2） ②224,700円（第2子まで） （第3子以降74,900円） ③2.5万人、70億円	④配 加給年金 ①生計維持・65歳未満・ 障害等級1級又は2級 ②224,700円（特別加算なし） ③8.1万人、182億円	④配 中高齢寡婦加算 ①妻・40～64歳（※4） ②585,700円 ③28.8万人、1,688億円 ④配 経過的寡婦加算 ①妻（昭和31年4月1日以前に生まれた者に限る）・65歳以上or中高齢寡婦加算の受給権者 ②585,700円～19,547円（生年月日による） ③344.6万人、11,033億円
	④配 振替加算 ①65歳到達時に生計維持・加給年金対象者（※3） ②224,700円～15,055円 ③727.9万人、8,129億円 ④配 寡婦年金	⑤子 子の加算 ①生計維持・18歳になる年度末まで ②224,700円（第2子まで） （第3子以降74,900円） ③9.5万人、312億円	⑤子 子の加算 ①死亡時に生計維持・18歳になる年度末まで ②224,700円（第2子まで） （第3子以降74,900円）（※5） ③7.9万人、244億円
基礎年金			

注 ③受給者数及び支給総額については、令和3年度末時点の数値（年金局調べ）。旧法給付、共済組合が支給する年金給付は含まない。

※1 昭和18年4月2日以後生まれの者。

※2 障害厚生年金1級・2級を受給中の子については20歳未満。なお、障害基礎年金の子の加算がある場合は老齢厚生年金の子による加給年金は停止となる。

※3 大正15年4月2日～昭和41年4月1日生まれの者に限る。

※4 子のある妻の場合、40歳に到達した当時、18歳になる年度末までの間（国年法の障害等級に該当する場合は20歳未満）にある子がいることを要する。

※5 子が遺族基礎年金を受給する場合は、第2子224,700円、第3子以降74,900円となる。

（参考）国民年金法等の一部を改正する法律（障害年金加算改善法）

○ 平成23年3月18日 事業管理課長通知より一部抜粋。

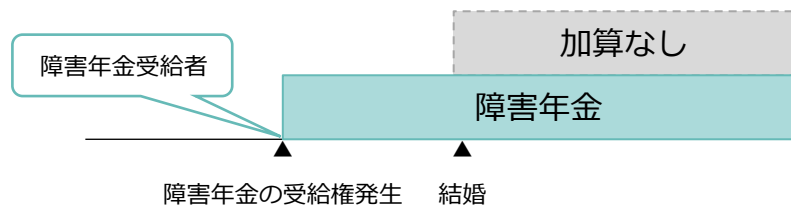
1. 障害年金加算改善法施行（平成23年4月1日施行）に伴う生計維持関係等の取り扱いについて

○ 障害年金加算改善法（以下「法」という。）においては、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、障害基礎年金及び障害厚生年金等の額の加算に係る子及び配偶者の範囲が拡大された。

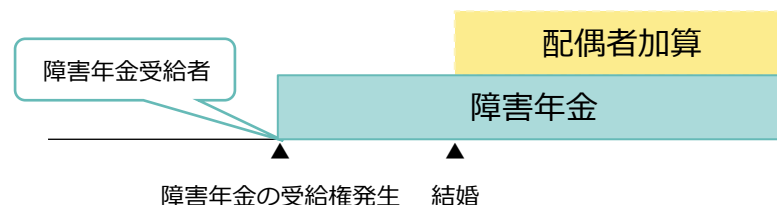
- 障害基礎年金の受給権発生後に子を持ち、その子との間で生計維持関係がある場合にも子の加算を行うこと。
- 障害厚生年金の受給権発生後に婚姻等により配偶者を有し、その配偶者との間で生計維持関係がある場合にも、加給年金額の加算を行うこと。

配偶者加算が行われる具体例

・改正前（平成23年3月まで）



・改正後（平成23年4月から）



これまでの年金部会における主なご意見（加給年金）

【加給年金の基本的な在り方】

- ・ 昭和29年創設の老齢厚生年金の配偶者加給年金は、夫が年上、妻が年下といった当時の夫婦像がモデル。夫婦の年齢差で支給の有無や長短が決まり、公平性の観点から見直しの検討が必要。現在はライフスタイルも多様化し、単身世帯の増加や夫婦の形も様々。厚生年金に夫婦ともに加入する世帯も増加が見込まれ、現在の社会に整合的ではない。
- ・ 加給年金は、女性が専業主婦で働くことができないことを想定した制度。年の差夫婦ほど支給期間が長く、独身の者には支給されず、今の時代では不公平。年下パートナーの収入が850万円以下という支給要件も、金額が高過ぎる。
- ・ 60代前半の女性の労働力率も6割を超え、50代以下では75%超であることを踏まえ、夫が65歳に達した後、65歳未満の妻を働けないものとみなして加給年金を支給する必要性は薄れている。
- ・ 子が対象の加給年金は、65歳時に高校生以下の子がいる者に支給されるが、既に子育てが終了した世帯には加算されない。若くて経済的に大変な時に子を育てた者もあり、配偶者加給年金と同様、年齢によって支給の有無が左右される。
- ・ 障害厚生年金の配偶者加給年金は、老齢厚生年金と同様に、妻が専業主婦という旧来のモデルにおいて、配偶者を扶養しなければならない分、保障を厚くするという考え方に基づいている。しかし、共働き世帯が増えており、配偶者に所得がある障害者は、配偶者がいない障害者と比べて世帯所得が増えるといった優位な立場にあることを踏まえると、配偶者加給年金の位置づけを改めて考える必要性がある。

【繰下げ受給への影響】

- ・ 加給年金は繰下げ受給の判断を鈍らせる。繰下げ受給や就労意欲に影響することがないように制度設計すべきであり、子や障害の場合に配慮しつつ、廃止の方向でよいのではないか。
- ・ 繰下げ受給に悪影響を与えている加給年金は、女性の特老厚の年齢の引上げに伴い、制度の矛盾がこれから加速していく。加給年金の改革は時間との戦いであり、問題はどのように改革していくかに絞られている。

【経過措置の必要性等】

- ・ 遺族年金や加給年金については、現行制度を前提として生活設計を立てている方が多くいる。また、女性の働き方が変化しているものの、現在の20代の方と現在の40代、50代の方では、状況が大きく異なるため、これらの仕組みの見直しを行う場合は、十分な経過措置が必要。
- ・ 今後、振替加算の対象者が徐々にいなくなっていくタイミングとしては、配偶者加給年金もその役割を果たしたと言える。なお、加給年金は老齢によるものに限られず、対象者も配偶者だけではないため、それぞれについて議論が必要。